

東神楽町教育ビジョン 2024

(平成 25 年度～平成 36 年度)

平成25年4月
東神楽町教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1. 計画策定の基本方針と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 計画の構成と期間及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4. 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 基本構想

- 1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 施策の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 基本計画

- 1. 学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 幼児教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3. 家庭・地域教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4. 生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5. 文化・芸術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 6. スポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 平成25年度実行計画（教育行政執行方針）

- 教育行政執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の基本方針と役割

第8次東神楽町総合計画と一体的な整合をとって策定された、教育分野の個別計画と位置づけます。

東神楽町の教育が目指すべき基本的かつ総合的なビジョンとして、新たな教育行政の運営の方針（目標）、施策の方向や内容を定めたもので、従来策定していた「東神楽町教育総合実践計画」に替わるものとします。

教育基本法で明示された教育の目的及び目標を踏まえ、その中で東神楽町の教育や子どもたちの育ちに関わる事業等の達成を目指すものです。

北海道教育委員会が策定した「北海道教育推進計画」や北海道教育庁上川教育局・上川管内教育委員会連合会が策定し、平成25年度から新たにスタートする「上川教育推進プラン」と必要な連携をとります。

2. 計画の基本目標

第8次東神楽町総合計画の基本目標である「未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり」を教育ビジョンの基本目標とします。

目標として、本町の自然や人材等の教育資源を活用した特色ある教育の推進など生きる力を育む教育活動の推進のほか、幼稚園、保育園や小中学校の施設・設備の充実など、学校教育環境の一層の充実を図ります。

また、生涯学習・スポーツ施設を活用し、町民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成を進めるとともに、町民の自主的なスポーツ活動、文化・芸術活動などの促進、文化財の保護・活用を図り、未来を拓く心豊かな人を育むまちづくりを進めます。

3. 計画の構成と期間及び見直し

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実行計画」の3つで構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本町の目指すべき教育分野の将来像とそれを実現するための「基本目標」、「施策の大綱」で構成します。

計画期間は、平成25年度から平成36年度(2024年)までの12年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策等を体系的に示すものです。6つの施策推進領域(学校教育、幼児教育、家庭・地域教育、生涯学習、文化・芸術、スポーツ)ごとの「現状と課題」、「基本方針」、「主要施策」で構成します。

計画期間は、平成25年度から平成28年度までを前期、平成29年度から平成32年度を中期、平成33年度から平成36年度を後期として策定し、それぞれの期間最終年時に実績を点検・評価し、計画の見直しを行います。さらに、それぞれの期間中に教育行政を取り巻く環境等に大きな変化が生じた場合には、その都度必要に応じて見直しを行います。

(3) 実行計画

実行計画は、基本計画に示した施策を、具体的に実施する事業を定めるものであり、毎年策定する教育行政執行方針や実行計画書(事業の内容や予算を示したもの)で構成します。

実行計画の計画期間は向こう3年間とし、毎年度見直しを行います。

4. 策定の経過

策定の経過は、基本構想と基本計画について、東神楽町教育委員会において数回の協議を行った後、平成25年3月、第8次東神楽町総合計画の策定(議決)を受け、さらに東神楽町社会教育委員会の意見を聴取し、最終的に東神楽町教育委員会で審議の上策定しました。

第2章 基本構想

1. 基本目標

未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり

2. 施策の大綱

(1) 学校教育

児童・生徒一人ひとりが個性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、小・中学校教育において、本町の教育資源を生かした特色ある教育の推進や確かな学力の育成をはじめ、外国語活動・教育、特別支援教育など社会変化やニーズに対応した教育の充実、豊かな心の育成、体力の向上や食育・健康教育の推進等による健やかな体の育成など、生きる力を育む教育活動を推進します。また、学校施設・設備の整備、教職員の資質の向上を進めるほか、総合的な子どもの安全対策を推進します。

(2) 幼児教育

幼児一人ひとりの発達や特性に応じ、豊かな心と健やかな体を育むため、幼稚園や保育園における教育・保育環境の充実をはじめ、小学校との連携、就園奨励事業の推進や私立幼稚園、保育園への助成を図ります。また、国における「新しい子育て支援制度」への対応を検討します。

(3) 家庭・地域教育

家庭・地域の教育機能の向上に向け、子育てのための学習機会の提供や子育て支援グループの育成など家庭教育機能の向上とともに、地域の教育機能とコミュニティ活動の中核を担う地区公民館との連携を深め、関係団体への支援を通じて地域教育機能の一層の充実を図ります。

(4) 生涯学習

町民一人ひとりが生涯にわたっていつでも、どこでも、だれでも自発的に学習

活動を行い、自己を高め、その成果が活かされる生涯学習社会の形成に向け、生涯学習施設の整備充実を図るとともに、世代間交流の視点を踏まえた指導者の確保、大学と連携した「知のネットワーク」づくり、特色ある講座・教室の開催に努めます。

(5) 文化・芸術

豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、文化連盟や各種文化芸術団体への支援を図るとともに、多様な文化芸術にふれる機会の充実に努め、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。また、文化財の保護を進めるとともに、教育活動、交流活動など様々な分野での文化財・芸術作品の活用を図ります。また、文化財の展示・学習施設である郷土資料展示室の充実を図ります。

(6) スポーツ

すべての町民が生涯にわたってスポーツや健康づくりを行うことができるよう、既存スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実を図るとともに、体育協会や総合型地域スポーツクラブへの支援、スポーツ少年団等の指導者の確保・育成、年齢層に応じたスポーツの普及促進に努めます。

第3章 基本計画

1. 学校教育

現状と課題

教育をめぐる様々な課題が表面化し、全国的に教育の重要性を求める声が高まる中、国では、教育基本法や学校教育法等の改正、これに伴う学習指導要領の改定（小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から完全実施）等を行い、教育の振興に向けた取り組みを進めています。

本町ではこれまで、知・徳・体を重視した人間力向上のための教育を進めるため、学校施設の計画的整備はもとより、外国語教育をはじめとする社会変化に対応した教育内容の充実、子どもの安全対策、心の問題への対応など、教育環境の整備を積極的に進めてきました。

しかし、少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、これからの変化の激しい社会の中で生きぬいていくための生きる力の育成を重視した教育内容の一層の充実、効果的な教育活動の推進を見据えた学校施設の整備、学校規模の見直しや適正配置、心の健康づくりの充実、総合的な安全対策の推進等が課題となっています。

基本方針

学校、家庭、地域社会が、相互に連携・協力を図りながら、心身ともに健やかで、変化の激しい時代にあっても未来を拓き、それぞれの夢や希望に向かって挑戦する子どもを育てる教育活動を推進します。

主要施策

(1) 「生きる力」を育む教育の推進

確かな学力・豊かな心・健やかな体など「生きる力」を重視し、知・徳・体がバランスよく身についた児童・生徒の育成を目指すとともに、そのための各学校

における外国語教育、社会体験やボランティア活動など体験活動の充実、小・中学校の連携強化、特別支援教育、キャリア教育の充実を図ります。また、学校の規模・体制に応じた教員・非常勤講師等の十分な配置に努めるとともに、教職員の指導技術の向上を図ります。

(2) 家庭や地域社会とともに進める教育の推進

幼・保・小・中の連携や地域の教育力の活用など、地域ぐるみで進める特色ある学校づくりに取り組むとともに、地域に開かれ、信頼される安全・安心な学校づくりの推進を図ります。

保護者や地域住民の参画のもと、学校規模の適正化を検討します。さらに、保護者の教育費負担の軽減策について検討を進めます。

また、学校、家庭、地域の教育力向上を図る取り組みを推進します。

(3) 心の問題への対応

いじめや不登校などの問題に対し、スクールカウンセラーや教育アドバイザーを配置して対策を講じるとともに、関係機関の連携のもと、研修・相談・指導の充実に努めます。

(4) 教育環境の整備

東聖小学校校舎や東神楽中学校校舎の整備とともに、教育内容に対応した教材・教具・遊具の充実など計画的な学校施設・設備の整備を推進します。また、子どもの安全に配慮した教育施設・設備の適正な管理・更新を図ります。さらに、教職員住宅の改修・整備を行います。

2. 幼児教育

現状と課題

幼稚園や保育園は、子どもが生まれて初めて友達との集団生活を行う場であり、身近な人や環境とのかかわりを通じて、依存から自立への歩みを進め、義務教育に求められる「生きる力」の基礎を育む重要な役割を担っています。

また、地域において、就学を控えた幼児を持つ親の子育て相談や支援、情報交

流の場としての機能の更なる充実が求められています。

さらに、幼児期で学んだ経験が小・中学校の義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼・保・小の連携を一層強めるとともに、幼稚園・保育園双方の教育機能と保育機能のよさを取り入れた幼児教育の充実を図るために、国の制度「新しい子育て支援制度」による「認定こども園」の設置など制度設計を行うことが必要となっています。

基本方針

幼児一人ひとりの発達や特性に応じ、豊かな心と健やかな体を育むため、幼稚園や保育園における教育・保育環境の充実をはじめ、小学校との連携、就園奨励事業の推進や私立幼稚園、保育園への助成を図ります。

主要施策

(1) 教育環境の充実

幼稚園教育や預かり保育のニーズの多様化に十分応え、豊かな心と健やかな体を育む幼児教育の指導体制の充実を図る必要があります。また、国の新しい制度に対応する施設の充実を図ります。

(2) 小学校との連携強化

幼児期で学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼・保と小学校との連携強化を図ります。

(3) 私立幼稚園や保育園への助成

保護者の経済的負担の軽減及び幼児教育の一層の普及充実を図るため、就園奨励事業の推進や私立幼稚園、保育園への助成を図ります。

3 家庭・地域教育

現状と課題

家庭教育は、親や、これに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点であり、教育の最小単位と言えます。子どもが基本的な生活習慣、生活能力、社会性、道徳観を身に付け、健康に育つため重要な意味を持ちます。

地域教育は、家庭教育を包み込み、子どもから高齢者までの世代間という「縦軸」と、地域という「面」を組み合わせた活動により、知識の伝達のほか、その地域ならではの文化、習慣、伝統、風土が継承されていく重要な役割を担っています。

本町では、子育てや男性の育児参加に関わる教室や講座、相談業務を実施しているほか、PTAや子ども会との連携により家庭教育の充実に向けた取り組みも行っています。このほか、地域教育機能の核となる地区公民館や文化連盟、体育協会等への支援を行っています。

しかし、近年の家庭における教育の問題点は、仕事で忙しい家庭、孤立しがちな家庭の増加やメディアやインターネットなどの情報過多、地域や親同士の直接的なかわり不足があげられています。また、学習講座などは参加できる状況にある親への支援にとどまり、必要とする親に情報が届きにくいことも課題となっています。

このため、情報提供や相談業務、親子行事、父親の家庭教育参加などの機会を設けることに加え、家庭教育に関心が薄い親、孤立しがちな親など支援が届きにくい親への地域や学校が一体となった支援体制が必要となっています。

基本方針

家庭・地域の教育機能の向上に向け、子育てのための学習機会の提供や子育て支援グループの育成など家庭教育機能の向上とともに、地域の教育機能とコミュニティ活動の中核を担う地区公民館との連携を深め、関係団体への支援を通じて地域教育機能の一層の充実を図ります。

主要施策

(1) 家庭教育支援体制の充実

健やかな子育てを目指す家庭教育機能と地域社会が一体となった地域教育機

能の充実を図ります。また、子育てのための学習機会の提供や、子育て支援グループの育成など家庭教育機能の向上を図ります。

(2) 公民館活動の充実支援

地域の教育機能とコミュニティ活動の中核を担う地区公民館との連携を深めるとともに、関係団体への支援を通じて地域教育機能の一層の充実を図ります。

(3) 関係団体間のネットワーク化の促進

少年団活動とともに、祭り、イベントに取り組むサークル・団体、老人クラブなど既存の組織が連携する仕組みづくりなど関係団体間のネットワーク化の促進を図ります。

4 生涯学習

現状と課題

少子高齢化、核家族化、高度情報化など社会情勢の変化は、ライフスタイルや価値観に大きな影響をもたらしてきました。

こうした中、学習ニーズが高度化、多様化しているとともに、民間団体が提供する学習機会や情報通信技術を用いた通信講座の発達など学習の態様も常に変化しています。

現在、町内の学習機会提供の担い手は、少年期については、子ども会やスポーツ少年団等が、青年期・成人期については、地区公民館のほか文化連盟、体育協会が、高齢期については、以上に加え高齢者大学等が中心的な役割を果たしています。

しかし、少子高齢化、国際化、情報化の一層の進展、環境や安全・安心への意識の高まりなど、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各期における学習課題がますます多様化、高度化してきています。

これに対応し、すべての町民が自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる、まちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

このため、生涯学習施設のハード・ソフト両面の充実に努めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

町民一人ひとりが生涯にわたっていつでも、どこでも、だれでも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に向け、生涯学習施設の整備充実に努めるとともに、世代間交流の視点を踏まえた指導者の確保、大学と連携した「知のネットワーク」づくり、特色ある講座・教室の開催に努めます。

主要施策

(1) 生涯学習施設の機能強化・有効活用

誰もが自発的意思に基づいて生涯にわたって学習ができるよう各施設の機能強化・有効活用を図ります。

(2) 図書館機能の充実と読書活動の促進

町民ニーズに即した蔵書の充実をはじめ、レファレンス機能の強化や学校図書館との連携強化を図ります。また、子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが本に親しむ機会の充実に向けた取り組みを推進します。

(3) 指導者の育成・確保と有効活用

多様な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、生涯学習リーダーバンクの充実に努め、有効活用を進めます。特に、多様な知識・技能を持つ団塊の世代の社会参加を促進します。

(4) 関係団体等の育成

各種の社会教育団体や学習団体・サークルの育成、学習活動の支援に努め、町民の自主的な学習活動、地域ぐるみの学習活動の活発化を促進します。

家庭、地域、学校等と連携して、様々な分野の少年団の組織化と活動の支援に

努めます。

(5) 特色ある学習プログラムの整備と提供

各世代の学習ニーズに対応した学習機会の充実に向け、大学と連携した「知のネットワーク」づくり、特色ある講座・教室の開催に努めます。

5 文化・芸術

現状と課題

生活意識や価値観の多様化に伴い、暮らしの中に心の豊かさを求める意識が高まっており、文化に対する関心や期待の高まりとともに、文化活動が積極的に行われています。さらに、幅広い年代に対し芸術文化に触れる機会を提供するとともに、日頃の活動成果の発表の確保にも努めています。

本町の文化・芸術活動の中心である文化連盟は現在、31 団体で構成され、日々の研鑽や連携、成果披露の機会を創っています。

このほか、町の歩みはもとより暮らしや産業の発展など、先人の苦労や英知を学ぶことのできる郷土資料展示室は、町の伝統や歴史を将来に伝承していく役割を担っており、郷土資料と埋蔵文化財、約 400 点が常設展示されています。

しかし、少子高齢化やライフスタイルの変化などにより、文化サークル加入者の減少や伝統文化を継承する人材の不足等が現れ、郷土芸能の継承、また、本町の歴史や文化を育む上で欠かすことのできない地域独自の文化の形成が課題となっています。

文化活動は、人々の生活の充実と地域社会の発展に重要な役割を果たしており、今後とも、心豊かで活力ある社会を形成し文化活動がより一層活発に展開されるよう参加機会の拡充や、優れた芸術文化に接することができる環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、文化連

盟や文化芸術団体への支援、文化芸術にふれる機会の充実に努め、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。また、文化財の保護と活用を図るとともに、文化財の展示・学習施設である郷土資料展示室の充実に努めます。

主要施策

(1) 文化・芸術団体、指導者の育成

各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

(2) 文化イベント等の充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会や展覧会の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を町民との協働のもとに進め、多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 郷土資料の保存と活用の促進

公園や公共施設等に設置の屋外彫刻や絵画などの芸術作品、郷土資料や埋蔵文化財などの文化的価値の高い資料の整備と活用の促進を図ります。また、文化財の展示・学習施設である郷土資料展示室の充実に努めます。

6 スポーツ

現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、町民同士の交流や仲間づくりを促し、明るく豊かな生活と活力ある地域社会を育むものとして、重要な役割を果たしています。

国では、スポーツを取り巻く環境や人々の意識が大きく変化する中、平成 23 年度に、これまでのスポーツ振興法を改正して新たなスポーツ基本法を制定し、スポーツ立国の実現に向け、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本町のスポーツ活動として、東神楽町体育協会は、現在、成人 13 団体、少年 9 団体で構成され、会員数 630 名となっています。また自主・自立の理念に基づく「総合型地域スポーツクラブ」は平成 13 年に結成され、幅広い年代のスポーツの充実、地域の連携に大きく貢献しています。

スポーツ施設としては、総合体育館、ふれあい交流館アリーナ、義経公園グラウンドのほか、テニスコートやパークゴルフ場などがあり、活発に利用されています。

しかし、近年、健康づくりに対する関心が一層高まる中、町民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、施設面の充実が求められているほか、一方では参加者の固定化や指導者不足といった傾向もみられ、すべての町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、既存スポーツ施設の整備充実及び有効活用を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブや指導者の育成、人生の各期に応じたスポーツ活動の普及など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

基本方針

すべての町民が生涯にわたってスポーツや健康づくりを行うことができるよう、既存スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実を図るとともに、体育協会や総合型地域スポーツクラブへの支援、スポーツ少年団等の指導者の確保・育成、年齢層に応じたスポーツの普及促進に努めます。

主要施策

(1) 生涯にわたるスポーツ活動の推進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進します。また、各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。また、指導者やボランティアの育成・確保を図ります。

(2) スポーツ環境の整備充実

既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・

設備の整備を図ります。また、総合型地域スポーツクラブをはじめ、スポーツ少年団、各種スポーツ団体への支援を図ります。

(3) 子どもの体力向上の促進

関係団体等と連携し、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見できるよう、学校やスポーツ施設等に子ども向けの運動器具や遊具の整備を進めるとともに、各種教室や講座などを通じて子どもの体力向上の促進を図ります。

第4章 平成25年度実行計画（教育行政執行方針）

はじめに

平成25年第1回東神楽町議会定例会の開会にあたり、東神楽町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針を申し述べ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

今日の教育を取り巻く状況は、社会・経済情勢の大きな変化に加え、いじめや不登校、学力低下など様々な課題を抱えており、その解決に向けた取り組みが急務となっております。

そうした中、本町が変化の波に対応しながら発展していくためには、東神楽町に愛着を持ち、社会の変化に主体的に対応できる子どもたちの育成と、すべての町民が生涯にわたって学び、地域の文化を創造するまちづくりが必要であります。

このため、教育委員会としては、基本方針を「未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり」として、未来を担う子どもたちの生きる力を育むため、学校はもとより家庭や地域と連携して、子どもたちを育てる気運の醸成を図り、より良い教育環境づくりに取り組んでまいります。

また、町民が生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、町民主体の学習、文化、スポーツ活動の活性化に努めてまいります。

未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり

○ 学校教育

学校教育につきましては、子どもたちが主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用できる確かな学力を育むことが重要であります。子どもたちが自らの力で明るい未来を拓き、希望と夢が叶えられるように支援してまいります。

こうした観点から、教育の実施にあたっては、子どもたち一人ひとりの学習状況に応じた、きめ細かな指導方法や体制の充実を図り、個々に応じた指導に努めてまいります。

また、規範意識や倫理観、命を大切にす心や思いやりの心を育むため、教育活動全体で道徳教育の充実に努めてまいります。

読書は、子どもたちの人間形成や情操を養い、言語能力の育成に結びつくものでありま

す。朝読書などの本に親しむ読書活動を推進するほか、蔵書や資料の充実を図ってまいります。

健康・体力の向上や運動に親しむ体育授業の充実、自発性・自主性を高め運動能力の向上を図る運動部活動や少年団活動の支援を行ってまいります。

体力づくりなどの運動習慣や早寝早起き朝ごはん運動を通じて、規則正しい生活習慣を促し、たくましい心身を育む保健指導を推進してまいります。

学校給食では衛生管理や指導を徹底するとともに、栄養バランスのとれた安全で楽しい学校給食の提供に努めてまいります。

○ 生きる力を育む教育

生きる力を育む教育につきましては、確かな学力・豊かな心・健やかな体がバランスよく身についた児童・生徒の育成を目指すとともに、キャリア教育の新たな取り組みのほか、外国人英語指導助手による英語学習、社会体験やボランティア活動など体験活動の充実、小・中学校の連携強化を進めてまいります。

また、各学校の状況や規模に応じて、加配を含めた教員や講師等の配置を確保するとともに、研修機会の拡充等により教職員の資質や能力の一層の向上を図ってまいります。

・「夢の教室」等のキャリア教育の実施【新規】

○ 家庭や地域社会とともに進める教育

家庭や地域社会とともに進める教育につきましては、地域資源を有効に活用した教育や地域を知る教育を始め、地域ぐるみで進める特色ある学校づくりに取り組むとともに、地域に開かれ、信頼される安全・安心な学校づくりを推進してまいります。

小規模校では、学習活動を工夫した複式教育の充実や教職員体制の確保に努めてまいります。

また、保護者や地域住民の参画のもと、教育や学校のあり方についての議論を進めてまいります。

実践的な防災、環境、交通安全教育の充実努めてまいります。

就学援助や通学費助成など、保護者の教育費負担の軽減に取り組んでまいります。

・社会科副読本の発行【新規】

○ 特別支援教育

特別支援教育につきましては、一人ひとりの発達段階に応じた指導や支援を行うため、必要に応じ特別支援学級の設置や通級指導教室の拡充を図ってまいります。

小・中学校に検査専門委員等を配置し、子ども発達支援センターを始め、特別支援学校や医療、福祉機関、家庭等としっかり連携し、より良い状態で就学できるよう指導や支援に努めてまいります。

また、特別支援に必要な教育施設の整備を進めてまいります。

子育てサポートファイルシステムの活用により、関係機関と連携しながら、就学前からの一貫した支援を推進してまいります。

- ・ 特別支援教育施設の整備【新規】

○ 生徒指導

生徒指導につきましては、教職員と子どもたちの信頼関係を基盤とし、心が通い合う人間関係づくりや、家庭や関係機関等と連携した指導の充実を図ってまいります。

いじめや非行等の問題行動や不登校への対策については、未然防止、早期発見、早期対応にしっかり取り組んでまいります。

一人ひとりの子どもに寄り添った相談や指導を継続的に行い、子どもたちの悩みの解決に努めてまいります。教育アドバイザーを配置して予防的な教育相談を行うなど、緊張感とスピード感を持って取り組みを進めてまいります。

○ 食育の推進

食育の推進につきましては、子どもたちや町民が健全な心身を培い豊かな生活が送れるよう、食育に係わる様々な取り組みを総合的かつ計画的に実施するため、食育推進会議を設置して食育推進計画を策定いたします。

- ・ 食育推進計画の策定【新規】

○ 学校教育環境の整備

学校教育環境の整備では、東神楽中学校と東聖小学校の校舎増築事業を実施いたします。また、各小学校の屋外遊具の改修を進めてまいります。

I C T(情報通信技術)教材を始めとして、教育内容に対応した教材・教具の充実に取り組んでまいります。

- ・ 東神楽中学校校舎増築事業【新規(平成24年度繰越)】
- ・ 東聖小学校校舎増築事業【新規(平成24年度繰越)】
- ・ 屋外児童用遊具改修事業【新規(平成24年度繰越)】

○ 幼児教育

幼児期は人間形成の基礎を培うきわめて大切な時期であるとの認識に立ち、幼児一人ひとりの発達や特性に応じた教育と養育の充実に取り組んでまいります。

このため、豊かな遊びと体験を充実させる環境づくりを行うほか、保護者や地域との連携を深めながら、自分の思いや考えを発揮し、みんなと仲良く遊ぶ子どもたちの育成に努めてまいります。

保育園や小学校との交流事業を通して教育活動の充実を図るとともに、預かり保育を

実施して保護者の利便性の向上を図ってまいります。私立幼稚園に対する就園奨励助成や運営助成を推進してまいります。

また、東神楽幼稚園と中央保育園の幼保連携など、新しい子育て支援制度への対応を検討してまいります。

○ 家庭・地域教育

家庭・地域教育につきましては、健やかな子育てを目指す家庭教育機能の充実を図るため、様々な機会を捉えて家庭教育に関する情報を提供するとともに、子育て等に係わる学習機会の拡充に努めてまいります。

地区公民館活動の充実では、地域の学習や交流の場として重要な役割を果たしている地区公民館活動を引き続き支援し、地域の自立したコミュニティの形成を図ってまいります。

また、関係団体間のネットワーク化の促進では、地域の各団体・サークル間の連絡・調整を取りながら、連携事業の開催をコーディネートするなど、地域の活性化に繋げてまいります。

- ・地区公民館東神楽120年記念事業の支援【新規】

○ 生涯学習

生涯学習につきましては、生涯学習施設の利用者の視点に立った施設運営を心掛けるとともに、施設の安全な維持管理と利用しやすい施設整備に努めてまいります。また、利便性向上と利用拡大に向けた検討を進めてまいります。

図書館機能の充実と読書活動の普及奨励では、広く文化や学習の情報発信施設としての図書館機能を高めるため、メモリアルホールの資料の充実を図ってまいります。また、各機関・団体と連携し、読書の普及奨励事業を展開してまいります。

指導者の育成・確保と有効活用では、生涯学習リーダーバンク事業の充実を図るため、幅広い分野から指導者を発掘・登録するとともに、ボランティア活動への参加意識を高めながら、有効活用を進めてまいります。

社会教育関係団体等の育成・支援では、地域における学習活動の推進役となる社会教育関係団体や各種学習団体・サークルの活動を支援し、町民の自主的で継続的な学習活動を促進してまいります。

特色ある講座・教室の開催では、各世代の多様化、高度化する学習ニーズに対応した様々な学習機会を拡充するとともに、青少年の自主性や社会性、協調性を育むため、関係団体と連携しながら自然や社会体験等の活動を展開してまいります。

また、高齢者大学を引き続き開設するほか、高齢者の豊かな経験と知識を生かす取り組みを進めてまいります。

大学等との連携による知のネットワークを活用した事業を推進してまいります。

- ・メモリアルホール開館20周年記念事業の実施【新規】

○ 文化・芸術

文化・芸術につきましては、文化・芸術団体等の支援として、地域文化の担い手である文化連盟をはじめ、各文化芸術団体、サークルの育成・支援に努め、町民主体の文化活動を推進してまいります。

各種文化芸術事業の充実では、舞台芸術作品のほか、多様な文化、芸術を鑑賞する機会と活動の成果を発表する機会を拡充し、地域文化の継承と創造を図ってまいります。

郷土資料の収集と活用の促進では、町内にある彫刻や絵画等の芸術作品や文化財等の郷土資料の収集と有効活用の検討を進めてまいります。

- ・東神楽120年記念落語会の開催【新規】
- ・東神楽歴史展の開催【新規】

○ スポーツ

スポーツにつきましては、自主的なスポーツ活動推進のため、町民が日常の暮らしの中にスポーツ活動を取り入れて健康的な生活が送れるよう、気軽に参加できるスポーツ教室やイベント等を開催してまいります。

スポーツ団体・サークル等の支援では、スポーツ活動により地域コミュニティの形成が促進されるという役割にも着目し、体育協会をはじめとした各団体、サークルへの支援を継続するほか、スポーツ少年団など青少年のスポーツ活動を促進してまいります。

また、スポーツ施設の整備充実では、町民のスポーツ活動を支える各種スポーツ施設の利便性向上と安全に配慮した維持管理に努めるとともに、施設設備の充実を図ってまいります。

- ・東神楽120年記念スポーツイベントの開催【新規】
- ・海洋センター(プール)改修事業【新規】

以上、平成25年度における教育行政の執行に関し、基本となる考えを申し上げましたが、「未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり」を進めるために全力で取り組んでまいります。町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。